

小規模多機能型居宅介護事業所 華たば

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています

安平町指定事業所番号 0 1 9 3 6 0 0 3 6 8 号

当施設はご契約者（利用者）に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供致します。施設の概要や提供サービスの内容と契約上のご注意頂きたいことをご説明致します。

社会福祉法人追分あけぼの会

小規模多機能型居宅介護事業所 華たば 重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名 社会福祉法人追分あけぼの会
代表者名 理事長 佐藤 嘉晃
所在地 勇払郡安平町追分青葉1丁目102番地
設立年月日 平成4年 1月 4日

2. 事業所概要

事業所名 小規模多機能型居宅介護事業所 華たば
事業の種類及び利用定員等
小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
登録定員29名(通いサービス定員15名、宿泊サービス定員9名)

事業の目的及び運営の方針

住み慣れた地域や自宅での生活を継続出来るように利用者個人の意向を尊重し、尊厳を保持し、健康を維持しつつ生活を楽しむことが出来るように支えていきます。又、一人ひとりの心身の状態や介護する家族等の状況に合わせて柔軟で適切なサービス提供をすることで安心して地域で過ごせる環境を目指します。

責任者氏名 管理者 小 原 聡
指定年月日 平成28年 1月25日
開設年月日 平成28年 2月 1日
事業者番号 0193600368
所在地 〒059-1931 勇払郡安平町追分中央1番地41
電話番号 0145-26-6112
FAX 番号 0145-26-6115

通常の事業の区域

安平町内全域

営業日 (1)営業日 年中無休

(2)営業時間

①通いサービス(基本時間) 10時00分～17時00分

②訪問サービス(基本時間) 24時間

③宿泊サービス(基本時間) 17時00分～10時00分

※但し、緊急時や必要時においては、柔軟に各サービスを提供する。

事業所の設備等の概要

当事業所では、次のような居室や設備をご用意しています。宿泊サービスは基本的に個室にてご利用頂けます。但し、居室の場所等は心身の状態や居室の空き状況によりご希望に添えない場合がございます。又、厚生労働省が定める基準により指定小規模多機能型居宅介護事業所に義務付けられている施設と設備となっております。そ

の他に地域共有室を確保しており地域住民の方に自由に利用して頂いたり、利用者との交流の場として設置しております。

居室・設備の内容	設置数等	備 考
宿泊室(個室)	9 室	ベッド設置
居間・食堂	1 室	
台所	1 箇所	
浴室	1 箇所	
トイレ	5 箇所	内)車いすトイレ 3 ヶ所
地域交流室	2 室	地域の方が自由に利用できるスペース
その他の設備		・ 消防通報等設備 ・ 消火設備

3.職員の配置状況

管 理 者	1 名	(常勤兼務)
介護支援専門員	1 名	(常勤専従)
介護職員	1 6 名	(常勤専従 1 0 名、非常勤専従 7 名)
看護職員	0 名	(常勤専従)

4. 勤務体制

基準を満たす人員体制を配置しています。

日中の体制	利用者 3 名に対して 1 名配置(常勤換算)	早番 4	7 : 0 0 ~ 1 5 : 4 5
	訪問担当 2 名配置	早番 6	7 : 3 0 ~ 1 6 : 1 5
		日勤 4	9 : 0 0 ~ 1 7 : 4 5
		遅番 1	1 0 : 0 0 ~ 1 8 : 4 5
		遅番 5	1 1 : 1 5 ~ 2 0 : 0 0
夜間の体制	夜勤者 1 名(宿泊サービスのため)		1 7 : 0 0 ~ 9 : 3 0
	宿直者 1 名(訪問サービスのため)		

5. サービスの概要及び利用料金等

〈サービスの概要〉

ア. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、以下のサービスを提供致します。

①食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助及び見守りをします。
- ・ 希望される場合は、利用者の心身の状態に合わせた形で職員と一緒に調理をします。

②入浴

- ・ 入浴又は清拭の介助を行います。
- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③排泄

- ・ 利用者の状態に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助や助言を行います。

④機能訓練及び余暇活動

- ・利用者の心身の状態に合わせた機能訓練を行い、身体機能の維持・向上を目指します。
- ・日課の中で体操や歩行訓練の時間を設けて身体を動かす機会を提供します。
- ・少人数でのレクリエーションや個別の趣味活動等を支援します。
- ・地域活動への参加の支援をします。

⑤健康チェック

- ・利用時に血圧や体温等のバイタル測定を行います。又、日常的な全身状態の把握を行います。
- ・看護職員等が利用者の健康面の相談を受けたり、助言をします。又、必要時には、かかりつけ医や医療機関等と連携します。

⑥送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間等の送迎を行います。

イ. 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や家事援助、機能訓練を提供します。又、電話等による安否確認も行います。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・電気・ガスを含む)は無償で使用させていただきます。

ウ. 宿泊サービス

- ・事業所内に宿泊して頂き、通いサービスと同様の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・希望される方や必要な場合は、夜間のトイレ誘導や巡回にて見守り確認をします。

〈サービスの利用料金〉

ア. 介護保険の給付の対象となるサービス

介護給付の対象サービスによる利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額として、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担1割から3割負担）をお支払い頂きます。（別表1-1、別表1-2、別表1-3）

※小規模機能型居宅介護事業は、月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定められた期日よりも少なかった場合、又は、計画された期日よりも多かった場合であっても、日割りでの引きまたは増額は出来ません。

※月途中から登録した場合または、月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。尚、この場合の「登録日」は、以下のとおりとなります。

「登録日」

利用者が当事業所と契約を締結した日ではなく、サービスの利用を開始した日。

「登録終了日」

利用者と当事業所の利用契約を終了した日。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

イ. 加算について

当事業所が実施する加算サービスは（別表1-4）のとおりであり、記載された負担額をお支払いいただきます（個人別に対象となる加算の場合は、提供していない加算、該当しない加算はいただきません）。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

以下のア〜クの費用の詳細については（別表1-5）のとおりとなります。

ア. 食事の提供(食事代)

利用者に提供する食事に要する費用です。

イ. 宿泊に要する費用

ウ. 通常の事業の実施地域以外の利用者の送迎費及び交通費

エ. おむつ代

実費負担とします。

オ. レクリエーション、クラブ活動代等

利用者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことが出来ます。材料費等が必要な場合は実費を頂きます。

カ. 日常生活費

タオルやバスタオル（洗濯含）の使用及び入浴時のボディソープやシャンプーの費用として実費を徴収いたします。

キ. 水道光熱費

ク. その他の費用

その他、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収します。

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金及び費用は、1ヶ月ごとに計算して次のいずれかの方法でお支払い頂きます。

又、請求書は、毎月10日に発送いたします。請求書が届いた後、その月内25日までに
お支払い頂きますようお願い申し上げます。

- ・施設窓口での現金支払い
- ・口座引き落とし サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直後の平日）に、
指定する口座より引き落とします。（別途口座振替申込が必要になります。）
- ・指定口座へ振込み

口座番号 社会福祉法人追分あけぼの会 理事長 佐藤嘉晃

JA とまこまい広域農業協同組合追分支所 普通預金 0005679

(4)利用の中止、変更、追加

ア. 小規模多機能型居宅介護事業は、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

イ. 利用予定日前に、利用者の都合によりサービスの変更、追加もしくは中止することは可能です。
但し、この場合は予め事業所へ連絡してください。原則として前日までに申し出てください。

※ 介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、
当日になって利用の中止を申し出された場合、取消し料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但し、体調の急変等の正当な理由がある場合はその限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	負担なし
利用予定日の前日までに申し出が <u>なかった場合</u>	当日の利用料金 自己負担相当額 100%

(5) 小規模多機能型居宅介護計画書について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者や家族等と協議の上で介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面にて利用者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けが出来ます。

○苦情受付窓口(担当者)

社会福祉法人追分あけぼの会 小規模多機能型居宅介護事業所華たば
勇払郡安平町追分中央1番地41

電話 0145-26-6112 FAX 0145-26-6115

職氏名 管理者 小原 聡

受付時間 24時間

※担当者不在の場合は、他職員より担当者へ連絡いたします。

苦情解決責任者 管理者 小原 聡

○事業所内に苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 苦情解決第三者委員

前田 淳一 勇払郡安平町 電話：0145-25-3322

長尾 貢 北広島市 電話：090-8635-8724

(3) 行政機関その他苦情受付機関

○安平町役場総合庁舎 勇払郡安平町早来大町95番地

電話：0145-29-7072 FAX：0145-29-7076

○北海道国民健康保険団体連合会 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館

電話：011-231-5161 FAX：011-233-2178

○北海道保健福祉部高齢者保健福祉課 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-231-4111 FAX：011-232-8308

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構成員	利用者、家族、地域住民(町内会等)の代表者、民生委員、役場職員、社会福祉協議会職員(ボランティア担当)、地域の消防署職員、その他
開催予定	概ね2ヶ月に1度の開催
会議録	運営推進会議の報告及び協議内容、構成員からの評価、要望、助言等

8. 協力医療機関及び協力福祉施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を保ちつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関及び福祉施設との連携体制を整備しています。

〈協力医療機関〉

○社会医療法人平成醫塾 あびら追分クリニック	勇払郡安平町追分本町1丁目43 電話0145-25-2531
○オイワケデンタル クリニック	勇払郡安平町追分本町2丁目38 電話0145-25-3741

〈協力福祉施設〉

○特別養護老人ホーム追分陽光苑	勇払郡安平町追分青葉1丁目102番地 電話0145-25-2233
○グループホームふるさとおいわけ	勇払郡安平町追分中央1番地41 電話0145-26-6111

9. 非常火災時の対応

非常火災時は、別途定める消防計画に則って対応を行います。又、年2回避難訓練を実施します。その際は職員だけでなく利用者や地域の住民にも協力して頂くようにします。

10. サービス利用にあたっての留意事項

- サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や建物は本来の用途で正しく利用してください。これに反してご利用頂いた場合で、破損等が生じた場合は弁償して頂く場合があります。
- 他の利用者や事業所従業者への迷惑行為はご遠慮ください。
- 事業所内には高価な品や金銭等はなるべく持ち込まないようにお願いします。又、所持金等は事業所内では極力お持ちにならず、必要時は職員へお申し出をお願いします。
- 事業所内での他利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮願います。

1 1. 身体拘束について

当事業所では、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等の恐れがある場合など、入所者又は他者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時には、入所者又は家族に説明し同意を得た上で、次に掲げる事項に留意し、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

緊 急 性 - 直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合

非代替性 - 身体拘束以外に、入所者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合

一 時 性 - 入所者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くものとします

当事業所で作成した『身体拘束に関するマニュアル』を遵守すると共に、身体拘束廃止委員会を定期的かつ必要性に応じて開催し、身体拘束の廃止に取り組みます。

令和6年 12月 11日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行います。

社会福祉法人追分あけぼの会

小規模多機能型居宅介護事業所華たば 理事長 佐藤 嘉晃 ㊞

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護事業所華たば

説明者職名 管 理 者 氏名 小 原 聡 ㊞

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 安平町追分花園2丁目13 氏名 ㊞

代表者住所 氏名 ㊞

契約者との続柄

(別 表 1 - 1)

1割負担

小規模多機能型居宅介護事業所華たば 利用料金表

令和 5 年 4 月 1 日

		介護サービス費		宿 泊 費		食 費					水道光熱費	日常生活費
				利用者負担		利 用 者 負 担						
		1ヶ月当り 自己負担(円)		宿泊費 1泊2日	同月内連続 15泊以降1泊2日	朝食代	昼食代	夕食代	おやつ	1日食事代 (おやつ含)	利用1回につき	利用1回につき
個 室	要支援1	生 活 保 護	3,438	1,050		295	420	365	90	1,170	220	150
		その他世帯		2,000	1,500	365	530	450	100	1,445		
	要支援2	生 活 保 護	6,948	1,050		295	420	365	90	1,170	220	150
		その他世帯		2,000	1,500	365	530	450	100	1,445		
	要介護1	生 活 保 護	10,423	1,050		295	420	365	90	1,170	220	150
		その他世帯		2,000	1,500	365	530	450	100	1,445		
	要介護2	生 活 保 護	15,318	1,050		295	420	365	90	1,170	220	150
		その他世帯		2,000	1,500	365	530	450	100	1,445		
	要介護3	生 活 保 護	22,283	1,050		295	420	365	90	1,170	220	150
		その他世帯		2,000	1,500	365	530	450	100	1,445		
	要介護4	生 活 保 護	24,593	1,050		295	420	365	90	1,170	220	150
		その他世帯		2,000	1,500	365	530	450	100	1,445		
	要介護5	生 活 保 護	27,117	1,050		295	420	365	90	1,170	220	150
		その他世帯		2,000	1,500	365	530	450	100	1,445		

※小規模多機能型居宅介護の介護サービス費は、1ヶ月の包括料金となります。

※上記の料金の他に（別表1-4）の各種加算を合わせての利用料金となります。

※水道光熱費は、華たばの施設をご利用となられた際にかかる費用となります。

※日常生活費は、タオルやバスタオル（洗濯含）の使用及び入浴時のボディソープやシャンプーの費用となります。

※宿泊費は、同月内で連続して15泊以上で1泊/1,500円となります。（月をまたいでの連続利用は対象となりません）

※社会福祉法人等による利用者負担軽減の対象者の方については、上記利用料金が減額となる場合がございます。

(別 表 1 - 2)

2割負担

小規模多機能型居宅介護事業所華たば 利用料金表

令和 5 年 4 月 1 日

		介護サービス費	宿 泊 費		食 費					水道光熱費	日常生活費
			利 用 者 負 担		利 用 者 負 担						
		1ヶ月当り 自己負担(円)	宿泊費 1泊2日	宿泊費 同月内連続 15泊以降1泊2日	朝食代	昼食代	夕食代	おやつ	1日食事代 (おやつ含)	利用1回につき	利用1回につき
個 室	要支援1	6,876	2,000	1,500	365	530	450	100	1,445	220	150
	要支援2	13,896	2,000	1,500	365	530	450	100	1,445	220	150
	要介護1	20,846	2,000	1,500	365	530	450	100	1,445	220	150
	要介護2	30,636	2,000	1,500	365	530	450	100	1,445	220	150
	要介護3	44,566	2,000	1,500	365	530	450	100	1,445	220	150
	要介護4	49,186	2,000	1,500	365	530	450	100	1,445	220	150
	要介護5	54,234	2,000	1,500	365	530	450	100	1,445	220	150

※小規模多機能型居宅介護の介護サービス費は、1ヶ月の包括料金となります。

※宿泊費は、同月内で連続して15泊以上で1泊/1,500円となります。（月をまたいでの連続利用は対象となりません）

※上記の料金の他に（別表1-4）の各種加算を合わせての利用料金となります。

※日常生活費は、タオルやバスタオル（洗濯含）の使用及び入浴時のボディソープやシャンプーの費用となります。

(別 表 1 - 3)

3割負担

小規模多機能型居宅介護事業所華たば 利用料金表

令和 5 年 4 月 1 日

		介護サービス費	宿 泊 費		食 費					水道光熱費	日常生活費
			利 用 者 負 担		利 用 者 負 担						
		1ヶ月当り 自己負担(円)	宿泊費 1泊2日	宿泊費 同月内連続 15泊以降1泊2日	朝食代	昼食代	夕食代	おやつ	1日食事代 (おやつ含)	利用1回につき	利用1回につき
個 室	要支援1	10,314	2,000	1,500	365	530	450	100	1,445	220	150
	要支援2	20,844	2,000	1,500	365	530	450	100	1,445	220	150
	要介護1	31,269	2,000	1,500	365	530	450	100	1,445	220	150
	要介護2	45,954	2,000	1,500	365	530	450	100	1,445	220	150
	要介護3	66,849	2,000	1,500	365	530	450	100	1,445	220	150
	要介護4	73,779	2,000	1,500	365	530	450	100	1,445	220	150
	要介護5	81,351	2,000	1,500	365	530	450	100	1,445	220	150

※小規模多機能型居宅介護の介護サービス費は、1ヶ月の包括料金となります。

※宿泊費は、同月内で連続して15泊以上で1泊/1,500円となります。（月をまたいでの連続利用は対象となりません）

※上記の料金の他に（別表1-4）の各種加算を合わせての利用料金となります。

※日常生活費は、タオルやバスタオル（洗濯含）の使用及び入浴時のボディソープやシャンプーの費用となります。

(別紙 1-4)

介護保険給付対象加算等料金（当施設提供分）

項 目	内 容	負担額（１割）
		負担額（２割）
		負担額（３割）
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ） 【全利用者算定】	介護業務に従事する者のうち、常勤職員が６０％以上配置されていることで算定	３５０円 / 月
		７００円 / 月
		１，０５０円 / 月
初期加算 【該当時のみ算定】	利用開始後３０日間と３０日以上入院から再利用時に算定	３０円 / 日
		６０円 / 日
		９０円 / 日
介護職員等処遇改善 加算（Ⅱ） 【全利用者算定】	介護職員の賃金の改善を目的とし、加算算定額を基に賃金改善に関する計画を策定し、加算算定額に相当する賃金改善を実施する場合に算定	介護サービス費の自己負担額の１４．６％相当
認知症加算（Ⅲ） 【該当時のみ算定】	日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められる方で、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅵ又はⅨに該当する場合に算定	７６０円 / 月
		１，５２０円 / 月
		２，２８０円 / 月
認知症加算（Ⅳ） 【該当時のみ算定】	要介護状態区分が要介護２の方で、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする方で、日常生活自立度のランクⅡに該当する場合に算定	４６０円 / 月
		９２０円 / 月
		１，３８０円 / 月
総合マネジメント 体制強化加算 【全利用者算定】	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、関係者が共同し居宅介護計画の見直しを行っており、地域における多様な活動が確保されるよう、地域行事等に積極的に参加している場合に算定	８００円 / 月
		１，６００円 / 月
		２，４００円 / 月
若年性認知症利用者 受入加算（介護） 【該当者のみ】	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合に算定。 ※６５歳の誕生日の前々日が含まれる月は算定が可能。	８００円 / 月
		１，６００円 / 月
		２，４００円 / 月

項 目	内 容	負担額（１割）
		負担額（２割）
		負担額（３割）
若年性認知症利用者 受入加算（予防） 【該当者のみ】	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合に算定。 ※65歳の誕生日の前々日が含まれる月は算定が可能。	450円 / 月
		900円 / 月
		1,350円 / 月
特別地域加算 【全利用者対象】	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービス提供を行った場合に算定。	介護サービス費の 自己負担額の15% 相当
看護職員配置加算 【全利用者対象】	専従の常勤准看護師を1名以上配置している場合に算定。	700円 / 月
		1,400円 / 月
		2,100円 / 月

(別紙 1-5)

施設利用料等一覧（介護保険給付対象外サービス）

項 目	単位等	金額等
<u>食事の提供（食事代）</u> ご契約者の希望により、食事の提供を受けることが出来ます。詳細は下記のとおりとなっています。 ◇食事は1食からでも提供可能となります。 ◇食事の形態への希望やアレルギー等がある場合は予めご相談願います。	朝食 昼食 夕食 おやつ代	3 6 5 円 5 3 0 円 4 5 0 円 1 0 0 円
<u>宿泊に要する費用（宿泊代）</u> ご契約者の希望により、宿泊することが出来ます。居室は個室で用意しております。 ◇ベッド、寝具（布団、毛布、枕）はご用意しております。 ◇寝巻きやパジャマ等のご持参願います。	1 泊	2, 0 0 0 円
◇同月内に連続して宿泊日数が1 5 泊を越える場合の宿泊代	1 泊	1, 5 0 0 円
<u>日常生活費</u> バスタオル、フェイスタオル、おしぼり等（洗濯込み）の使用及びボディソープやシャンプーの費用日常生活用品の使用料としてご負担していただきます。 (通い・宿泊含む)	1 日	1 5 0 円
<u>水道光熱費</u> 利用時に提供される水道・電気等の費用をご負担頂きます。 (通い・宿泊含む)	1 日	2 2 0 円
<u>その他の費用</u> 以下の費用につきましては実費負担となります。 ◇おむつ代 ◇レクリエーション、クラブ活動代 ◇その他、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収します。	必要時	実 費